

入札心得

競争入札に参加する者は、次の事項を守らなければならない。

- 1 競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、公正な競争を妨げる行為をしてはならない。
- 2 入札参加者は、公告又は物品調達等に関する通知書及びその他関係書類並びに見本等を熟覧のうえ、所定の様式により総額（消費税及び地方消費税に相当する金額を除いたもの）をもって入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札執行の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。
ただし、郵送による入札が認められた場合はこの限りでない。
- 4 代理人が入札に参加する場合は、その権限を有する者から委任状を携行し、入札執行時に提出しなければならない。
- 5 提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。